



特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道石狩市新港南三丁目703番34  
氏名 合同会社ESG  
代表社員 株式会社イーエスジーマネージメント  
職務執行者 小原 隆史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和3年(2021年)8月30日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)7月5日

1. 事業の範囲 焼却(感染性産業廃棄物)。以下余白。 これは、ホームページからの写しです。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27

設置年月日 平成17年(2005年)3月24日

処理能力

(感染性産業廃棄物) 16.008t/日(24時間) 0.667t/時間

許可年月日 平成17年(2005年)3月14日

許可番号 上環生第3667号

(2) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35

設置年月日 平成17年(2005年)12月27日

処理能力

(感染性産業廃棄物) 21.144t/日(24時間) 0.881t/時間

許可年月日 平成17年(2005年)7月22日

許可番号 上環生第1392号

(3) 施設の種類 保管施設1

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27

面積 35.43㎡

種類・感染性産業廃棄物。保管上限 85.03㎡

(4) 施設の種類 保管施設2

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35

面積 17.33㎡

種類・感染性産業廃棄物。保管上限 39.86㎡

(5) 施設の種類 保管施設3

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35

面積 136.6㎡

種類・感染性産業廃棄物。保管上限 409.8㎡

(2頁へ続く)



3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年(2012年) 10月16日

変更許可(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))の追加。)

平成27年(2015年) 3月19日

事業の一部廃止届出(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))の削除。)

平成28年(2016年) 10月26日

許可の更新

令和3年(2021年) 8月30日

許可の更新

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無